

「TRIPs」の共有知識化（完全版）

遠 矢 浩 規

※本稿は、慶應義塾大学の『法学研究』第83巻第3号（2010年）に掲載された『TRIPs』の共有知識化－構造・過程・主体」に、紙幅の都合でカットせざるを得なかった部分（本文と注の一部、図）を復元し、「完全版」としたものである。

はじめに

国際システムの長期的動態を論じる国際政治経済理論は、覇権安定論（ロバート・ギルピン）にせよ、覇権循環論（ジョージ・モデルスキー）にせよ、世界システム論（エマニュエル・ウォーラーステイン）にせよ、程度の差こそあれ、「国家は技術革新によって他国を凌駕するパワーを獲得し、技術の国外流出によってそのパワーを失う」という認識を共有している。覇権サイクルや中心・（半）周辺間の格差の拡大・縮小の要因に「技術」を挙げているのである。

技術がパワー移行の要因であり、なおかつ技術が国際システムに「遍在」ではなく「偏在」するのであれば、国際システムには常に技術の獲得をめぐる対立が内在するはずである。技術力のない途上国（周辺国）は海外の先端技術のフリーライド（移転、模倣）をしようとするであろうし、技術力のある先進国（中心国、覇権国）は研究開発・技術革新に取り組みつつ、技術の国外流出を防止・阻止しようとするであろう。

技術をめぐる国家間のポジションの違いは、国家間の知的財産権政策の乖離となって現れる。技術を持つ国は知的財産権の保護強化を志向し、技術を持たない国は知的財産権の保護に否定的・消極的な政策を志向するからである。

したがって、国際システムには、技術をめぐる攻防と同時に、その延長として知的財産権をめぐる政策対立もまた存在するはずである。事実、18世紀末に近代特許制度が確立して以来、歴史上、知的財産権は何度か国際的な摩擦を引き起こしてきた¹。

しかし、裏を返して言えば、知的財産権は絶えずグローバル・イシューだったというわけではない²。1970年代に工業所有権の保護に関するパリ条約の改訂交渉が南北問題化し³、また、1986年にGATTウルグアイ・ラウンドのアジェンダに「知的財産権の貿易関連の側面（Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPs）」に関する協定策定が挙がるまで、約1世紀の間、知的財産権の国際保護体制が政治問題化したことはほとんどなかった。

つまり、知的財産権政策の相違から知的財産権政策の摩擦へのエスカレーションには、何らかの主体的契機や認識の変化が作用すると考えられる。そこで本稿では、「TRIPs」というアイデア（これによって各国は初めて知的財産権を「貿易摩擦」の文脈で理解するようになった）が、いかなる主体によって、いかなる構造と過程のもとで国際的な共有知識（consensual knowledge）⁴となっていくかを分析する。第1章では理論的な考察と仮説の提示を、第2章では日米間での「TRIPs」共有知識化の検証を行い、最後に本研究の含意について述べる。

¹ 知的財産権の歴史を国際政治経済学者が詳述したものとして、Christopher May and Susan K. Sell, *Intellectual Property Rights: A Critical History* (Boulder, Colorado: Lynne Rienner Publishers, 2005) がある。

² 知的財産権問題の激化・沈静化のサイクルを国際システムの長期的動態に関連付けて分析したものとして、拙稿「技術変化と国際システムの動態(1)」『広島法学』第22巻第2号(1998年)297～318頁、同「技術変化と国際システムの動態(2)」『広島法学』第24巻第2号(2000年)272～288頁参照。

³ パリ条約改正交渉を国際政治経済学者が分析したものとして、Susan K. Sell, *Power and Ideas: North-South Politics of Intellectual Property and Antitrust* (New York: State University of New York Press, 1998) がある。

⁴ 共有知識については、例えば、Ernst B. Haas, *When Knowledge is Power: Three Models of Change in International Organizations* (Berkeley: University of California Press, 1990) 参照。

1. ソフト・ヘゲモンと構造的規範起業家

(1) 先行研究

① 利益団体主体説

知的財産権の国際問題を分析した国際政治学／国際政治経済学の先行研究は、ほとんどがTRIPs交渉を対象としている。そして、そのいずれもが、米国ハイテク産業（特に医薬品、コンピュータ・ソフトウェア）の利益団体を「主役」と認定している⁵。

例えば、マイケル・P・ライアンは、相互依存論（外交チャネルの多元化、国家の自律性の低下）に依拠しながら、知的財産権の国際交渉が開始されるのは、（国家ではなく）産業界の利益団体のイニシアティブによってであり、交渉の結末も（国家ではなく）国際レジームによってその内容を左右されると指摘している⁶。

ダンカン・マッシュューズも、TRIPs協定の起源を、日米欧の多国籍企業のネットワーク（米国の知的財産委員会 [IPC]、欧州産業界連盟 [UNICE]、日本の経団連からなる「民間三極会議」）の圧力活動に求めている⁷。ピーター・ドラホスとジョン・ブライスワイトは、米国の覇権（スペシャル301条による強制）が大きな役割を果たしたことを認めながらも、TRIPsのアジェンダ化の決定的要因は、米国のハイテク多国籍企業とIPCなどの利益団体が、知的財産権と貿易をリンクさせるパラダイム作り成功したことにあるとしている⁸。スーザン・K・セル（コンストラクティヴィズム）⁹、

⁵ 以下に挙げる先行研究のうち、Michael P. Ryan, Christopher May, Ronald V. Bettig の研究をレビューしたものとして、拙稿「国際政治学と知的財産権」『広島法学』第26巻第2号(2002年)218～236頁参照。

⁶ See Michael P. Ryan, *Knowledge Diplomacy: Global Competition and the Politics of Intellectual Property* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 1998).

⁷ See Duncan Matthews, *Globalising Intellectual Property Rights: The TRIPS Agreement* (London: Routledge, 2002).

⁸ See John Braithwaite and Peter Drahos, *Global Business Regulation* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000); and Peter Drahos with John Braithwaite, *Information Feudalism: Who Owns the Knowledge Economy?* (London: Earthscan Publications Ltd., 2002).

⁹ See Susan K. Sell, *Private Power, Public Law: The Globalization of Intellectual Property*

クリストファー・メイ（構造的権力）¹⁰、ロナルド・V・ベッティグ（マルクス系批判理論）¹¹、ドナルド・G・リチャーズ（世界システム論、グラムシのヘゲモニー）¹²も、ロジックはそれぞれに異なるものの、ハイテク多国籍企業、IPC、民間三極会議等の民間セクターを TRIPs のイシュー化やアジェンダ化の主体と位置付けている。

② 集合行為論

これらの利益団体主体説は、集合行為論¹³によって統一的に理解することができる。

知的財産権の保護は、それによって得をする社会集団（研究開発や技術革新を行う企業・産業）と損をする社会集団（技術の模倣や情報の無断利用をする企業・産業）に利益を分裂させる。前者はプロ・パテント（知的財産権強化）の選好を、後者はアンチ・パテント（知的財産権弱化）の選好を持つことになる。

通常、ハイテク産業は、次の3つの理由から独占・寡占的である¹⁴。すなわち、①収獲逡増である（研究開発費は生産量の多寡に関わりなく一度だけ支出する「固定費」であり、また、技術等の「公共財」は物理的投入と異なり何度でも利用可能なため、生産規模の拡大によって平均費用が逡減する）。②工程革新によってドラスティックな費用削減が起きる。③製品革新によって新市場の創出・先占が可能になる。

つまり、ハイテク産業は集合行為論で言う小規模集団を形成している。

Rights (Cambridge: Cambridge University Press, 2003).

¹⁰ See Christopher May, *A Global Political Economy of Intellectual Property Rights: The New Enclosures?* (London: Routledge, 2000).

¹¹ See Ronald V. Bettig, *Copyrighting Culture: The Political Economy of Intellectual Property* (Boulder, Colorado: Westview Press, 1996).

¹² See Donald G. Richards, *Intellectual Property Rights and Global Capitalism: The Political Economy of the TRIPS Agreement* (Armonk: M.E. Sharpe, 2004).

¹³ See Mancur Olson, *The Logic of Collective Action: Public Goods and the Theory of Groups* (Cambridge: Harvard University Press, 1965).

¹⁴ 拙稿「収獲逡増の国際政治学へ向けて」添谷芳秀・赤木完爾編『冷戦後の国際政治』（慶應義塾大学出版会、1998年）271～297頁参照。

これに対して、模倣側は多数が競合する大規模集団である。

したがって、知的財産権の保護強化の便益は少数のハイテク企業（プロ・パテント派）に集中し、その費用は多数の模倣者（アンチ・パテント派）に拡散する。対照的に、知的財産権に否定的な政策の便益は多数の模倣者に拡散し、その費用は少数のハイテク企業に集中する。そのため、プロ・パテント派では利益団体の形成や運動の組織化が比較的容易に進むものの、アンチ・パテント派ではそうした活動は困難に直面することになる。

また、ハイテク産業は、莫大な研究開発投資の回収のために世界市場志向であり、必要な生産量水準が国内工場での最小最適規模を超える場合には、海外直接投資で第二、第三の工場を海外に設けるなど、多国籍化している企業が多い。その結果、海外での知的財産権保護を確実にすることが死活的に重要となっている。

以上のことから、知的財産権に関して「声大きい」のは、常にハイテク多国籍企業とその利益団体であり、こうしたアクターが、「知的財産権の貿易関連の側面（TRIPs）」の存在を世間に認識させようとする強い動機を有していると考えられる。

(2) 構造的規範起業家

しかし、集合行為論では、なぜ米国の利益団体（IPC）が、他の国の利益団体（例えば民間三極会議のパートナーだった UNICE や経団連）よりも、TRIPs のイシュー化／アジェンダ化において主導的役割を果たしたのかを説明できない。

この点で示唆的なのは先述のドラホス＝ブライズワイトやセルの研究である。ドラホス＝ブライズワイトは、知的財産権、金融、貿易、競争政策、労働規準、環境、通信など13分野における経済規制のグローバル化の要因を分析している。各分野について、中心となる主体（国家、国際機関、企業、産業団体、NGO、認識共同体、個人など）やグローバル化のメカニズム（軍事力、経済的制裁、報酬、学習、非強制的な合意など）を検討した結果、ドラホスらは、国家が最も影響力のある主体であり、なおかつ最も影響力のある国家は米国であるが、いずれの経済規制の分野においても、単一主体と単一メカニズム（例えば米国による強制）でグローバル化が実現したわけではなく、分野毎に主体とメカニズムのウェイトは多様である

と主張する。そして、TRIPs協定の実現については、財界人、コンサルタント、ロビイストなどの「個人」が、利益団体を通じて「知的財産権＝貿易問題」とするアイデアを浸透させた点を評価している（そのような“legal and idea entrepreneurs”としてファイザー社のエドモンド・ブラットやIPCのジャック・ゴーリンら [次章参照] の名を挙げている)¹⁵。セルもまた、諸アクターの選好に「TRIPs」という共通の方向性を与えた個人（ジャック・ゴーリンら）の“intellectual entrepreneurs”としての役割を評価している¹⁶。

要するに、コンストラクティヴィズムで言う「規範起業家（norm entrepreneur）」の有無が、米国ハイテク多国籍企業／IPCと日欧の利益団体の影響力やイニシアティヴに差をもたらした要因であるとする見方が提示されている¹⁷。ロジックとレトリックを織りまぜながら「知的財産権のなにがなぜ問題なのか」をシンプルに説明し、政策案の正当性を認識させるような理念・知識・規範など（以下、アイデア）を生み出す能力（ソフト）が、利益団体という組織体（ハード）と共に重要ということになる。

ただし、規範起業家（個人）のアイデアが「拝聴」されるか否かは、おそらく所属する企業・利益団体の業界内やビジネス・コミュニティでのステータスに依存する（同じアイデアでも、大企業の会長が主張するのと中小企業の社長が訴えるのとでは、注目度や「もってもらしさ」に差が出るであろう）。同様に、その企業・利益団体がどの国に所属するかで、アイデアの国際的な浸透力も異なると予想される（中心国と周辺国、覇権国と非覇権国では、民間セクターが発するアイデアの「ブランド力」に差が出るであろう）。

ここで示唆的なのは再びセルである。セルは、「TRIPs協定はIPCが作った」と断言しながらも、IPCにそれが可能だったのは、国際構造上の最強国たる米国の諸制度を利用することができたからであり、TRIPs協定はエ

ージェントとも構造とも違う「構造化された主体（structured agency）」の産物であるとしている¹⁸。セルはIPCが実際に米国の制度を利用しているとの前提で議論しているが、それらを利用できる立場にあるというだけで、IPCの主張にはある種の強制力があつたとも考えられる。だとすれば、「覇権国」の「大企業」の規範起業家は、構造的に二重にempowerされた「構造的規範起業家（structured norm entrepreneur）」とも呼ぶべき存在ということになる。

(3) ソフト・ヘゲモン

規範起業家が構造的な存在だとするならば、アイデアの国際的流通は国際システムの相対的パワー配分と密接不可分であることになる¹⁹。利益団体／規範起業家が「国家」を利用して、政府間ベースでアイデア拡散を行う場合は、その傾向は一層顕著であろう。

マーサ・フィネモアとキャスリン・シキンクの「規範のライフ・サイクル」仮説を援用すると、アイデアの国際的な浸透は、まず規範起業家がアイデアの流通にイニシアティヴを発揮しそうな「規範主導国（norm leader）」にアイデアを受け入れさせることから始まり、次いでその規範主導国を通じて規範追従国へアイデアが拡散し、最後に追従国において受容されたアイデアが内面化される、という順序で行われる²⁰。そして、多くの場合、そのような規範主導国の役割を果たすのは米国であり、それは米国の覇権国としての地位と無関係ではなからう。

しかし、利益団体／規範起業家が存在しても、覇権国がカツエンシュタインの言う（国内的に）「弱い国家」でなければ、「規範主導国」化は容易でないかもしれない。「弱い国家（weak state）」とは、社会の諸集団の圧力や要求に相当程度の制約を受けて政策決定を行う国家である。これに対し、社会的選好から独立して行動できる国家は「強い国家（strong state）」

¹⁵ See Braithwaite and Drahos, op. cit.; and Drahos with Braithwaite, op. cit.

¹⁶ See Sell, op. cit., p.53.

¹⁷ 規範起業家については、Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, “International Norm Dynamics and Political Change,” *International Organization*, Vol.52, No.4, 1998, pp.887-917 参照。

¹⁸ See Sell, op., cit.

¹⁹ 国際システムにおけるパワーの相対的配置という「構造的要因」を国際政治の分析で重視する立場については、Kenneth N. Waltz, *Theory of International Politics* (Reading: Addison-Wesley, 1979) 参照。

²⁰ See Finnemore and Sikkink, op. cit.

と呼ばれる²¹。

もし米国が「弱い国家」ではなく「強い国家」であっても、政府・官僚機構が自らの選好を契機として「下から」のアイデアを「学習」することでTRIPsを「問題」として認識してゆく可能性は十分にある（次章で検討するように日本がこのパターンである）。しかし、下からの圧力でアイデアを受容する可能性は少ない。米国が様々な政策領域で規範主導国たり得ているのは、利益団体／規範起業家の存在に加え、米国が「弱い国家」であることが1つの要因であるように思われる。TRIPsのイシュー化で利益団体主体説をとる先行研究は、米国が「弱い国家」であり他の先進国が必ずしもそうでないこと（特に日本が「強い国家」であること）を考慮しておらず、IPCのスキルを過大評価している。

そこで、強い国家／弱い国家の議論を対外的な国家の強弱の議論と組み合わせると、表の通り4つの国家類型を考えることができる。表現の混同を避けるため、ここではマスタンドゥノらに倣い、対内的に強い国家を「硬い国家（hard state）」、対内的に弱い国家を「柔らかい国家（soft state）」と表記している²²。米国以外の先進国（例えば日本）は、中心・周辺構造（南北関係）の中では対外的に「強く」、覇権システム（日米関係）の中では「弱い」が、本稿は先進国間の「TRIPs」の共有知識化を対象としているため、中心・周辺の構図は捨象している。

表 4つの国家類型

	internationally	weak	strong
domestically			
soft		Soft Follower	Soft Hegemon
hard		Hard Follower	Hard Hegemon

（筆者作成）

対外的には強いが対内的に弱い「ソフト・ヘゲモン」は規範主導国になりやすいであろう。米国がこれに該当する。「ハード・ヘゲモン」の外交は、

²¹ See Peter J. Katzenstein, ed., *Between Power and Plenty: Foreign Economic Policies of Advanced Industrial States* (Madison: University of Wisconsin Press, 1978).

²² See Michael Mastanduno, David A. Lake, and G. John Ikenberry, "Toward a Realist Theory of State Action," *International Studies Quarterly*, Vol.33, 1989, pp.457-474.

政府自身に規範起業家の性格がなければ、アイデアよりパワー重視になるかもしれない。「ソフト・フォロワー」は「下から」と「横から」のアイデア受容圧力にさらされており、原形のままアイデアを内面化する可能性が高い。「ハード・フォロワー」は「上から下へ」アイデアの内面化を強制するが、アイデア受容の際には政府の選好によるバイアスがかかるかもしれない。

以上のフォーマットに従えば、「TRIPs」は、ハイテク産業に規範起業家が存在したがゆえに米国で誕生したアイデアが、米国の国内的要因（弱い国家）と国際構造的要因（覇権）の相乗効果によって世界に拡散することでイシュー化した、と仮説的に理解することができよう。

2. TRIPs: from US to Japan

本章では、「知的財産権＝貿易問題＝GATT マター」とするアイデア（以下、このようなアイデアを二重括弧で『TRIPs』と表記）が、米国で誕生し国際的に伝播した過程を検証する。ただし、本稿執筆時点で完了している調査・分析の量的制約から、日米間に対象を限定する。

(1) Departure (US)

① 米国産業界での共有知識化

(a) プラット・スピーチ

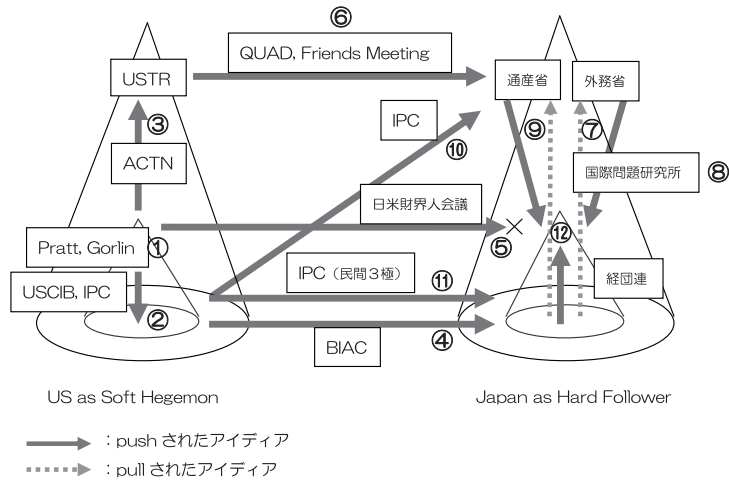
1980年代前半の時点では、知的財産権は「テクニカルな法律問題」であり、貿易や国際問題とは無関係というのが常識的なアイデアであった。そのような中、知的財産権を「産業競争力」に結び付けて貿易問題としてフレーミングし、GATTで新たな国際条約（後のTRIPs協定）を実現すべきとのアイデアを着想したのは、ファイザー社（医薬品メーカー）会長兼CEOのエドムンド・プラット（Edmund T. Pratt, Jr.）であった²³。

²³ 知的財産権問題に関するファイザー社の政治的活動については、Michael A. Santoro and Lynn Sharp Paine, *Pfizer: Global Protection of Intellectual Property*, Harvard Business School Case (1992, rev. 1995) に詳しい。

プラットは当時、「米国政府のハイテク関係の顧問格の一人」²⁴と評された人物であり、ビジネス・ラウンドテーブルの会長（1988～90年）を後年務めるなど政財界の巨頭であった。

そのプラットが、1984年10月10日に米国国際ビジネス評議会（United States Council for International Business: USCIB. 多国籍企業を中心に約300社で構成される産業団体で、貿易・金融・投資等に関する利益を内外の政府・産業団体・国際機関に反映させることを目的とする²⁵）で行った講演は、『TRIPs』の共有知識化プロセスの嚆矢と位置付けることができる²⁶（図の①参照）。

図 『TRIPs』 アイディアの浸透



(筆者作成)

²⁴ 数中三十二「ガット・ウルグアイラウンドと知的所有権問題」『国際問題』第329号（1987年）45頁。

²⁵ 米国国際ビジネス評議会発行の小冊子 *A Guide to the Multilateral Agreement on Investment (MAI)* (1996) による。

²⁶ プラット・スピーチの詳細な分析として、拙稿「米国国際ビジネス評議会のプラット・スピーチに関する考察(1)」『広島法学』第28巻第2号（2004年）230～240頁、同「米国国際ビジネス評議会のプラット・スピーチに関する考察(2)」『広島法学』第28巻第3号（2005年）150～162頁参照。

「米国の競争力を守る知的財産」と題された講演の中で、プラットは、米国の産業競争力が低下したのは、米国の生産性の低下によるものではなく、外国の「不公正」な競争のためだとしている²⁷。そして、そのような「不公正」の中で特に深刻な影響を及ぼしているのが、外国企業による知的財産権の侵害であり、これを是正するためには、米国政府による「新しい包括的 (comprehensive) な知的財産権政策」の確立が不可欠だと訴えている。そのような政策は、「技術の海外流出を許してしまっている国内法の改正」（不正商品に対する罰則強化、医薬品の販売承認申請のため政府に提出した試験データを保護するための情報公開法改正）と、「外国の競争者に技術を盗用させている国際協定の改革」の2本柱からなると指摘したうえで、後者の国際戦略として次の4点を挙げている。①貿易や海外投資に関する国際交渉の主要な目標に「知的財産権の保護」を掲げること。②途上国における知的財産権保護を推進するために保護が不十分な国からの一般特惠関税利益の剥奪等の措置を講じること。③途上国との二国間知的財産権協定の締結を検討すること。④特許の排他的強制実施権の禁止と各種知的財産権のミニマム・スタンダード（最低限の保護基準）を明記した協定を、OECDやGATTのような「より広い基盤を持つ経済機関 (more broadly based economic organizations)」で合意すること。

(b) 米国国際ビジネス評議会

プラットはこのアイディアを産業界全体のコンセンサスとすべく、全米外国貿易評議会 (National Foreign Trade Council. 国際事業を展開する約550社で構成される産業団体で、米国政府の貿易政策や投資政策に利益を反映させることを目的とする²⁸)、ビジネス・ラウンドテーブル (米国の主要企業約150社のCEOによる個人加盟組織²⁹) などでも、財界人数百人を対象

²⁷ 以下、プラット・スピーチの内容・引用は、“Intellectual Property – Safeguarding America’s Competitive Edge,” a Speech by Edmund T. Pratt, Jr. to the U.S. Council for International Business (October 10, 1984) による。

²⁸ 全米外国貿易評議会のホームページ<<http://www.usaengage.org/archives/background/nftc.html>> (2004年10月27日アクセス) 参照。

²⁹ ビジネス・ラウンドテーブルのホームページ<<http://www.businessroundtable.org/>> (2004年10月27日アクセス) 参照。

に講演活動を展開している³⁰。

その努力は、1年後の1985年秋、USCIBをして提言「新多角的貿易交渉—知的財産に優先順位を」を纏めさせる成果をもたらしている³¹。同提言は、米国の多国籍企業の総意として、新協定の交渉フォーラムをGATTとすべきこと、協定には特許権・著作権のミニマム・スタンダードと東京ラウンドで不成立に終わった不正商品コードが含まれなければならないこと、民間セクターで構成される諮問委員会を設置すべきこと等を政府に訴えている。ミニマム・スタンダードに関してはその内容も具体的に提案している（特許権は、①製法特許侵害の立証責任転換、②微生物の保護対象化、③出願から20年の特許期間、④排他的強制実施権の禁止、⑤輸入による実施要件クリア、など。著作権は、①コンピュータ・プログラムの文芸著作物としての保護、②半導体チップ・レイアウト・デザインの保護、など）。プラット・スピーチは特許権に関連する問題提起が際立っていたが、USCIB提言は特許権よりも著作権に関する記述が多く、『TRIPs』が製薬業界を越えてコンピュータ／ソフトウェア業界にまで支持を拡げていたことが示されている（図の②参照）。

② 下から上へ

(a) 貿易交渉諮問委員会

USCIB提言が直接政府を動かした形跡は確認できないが（USCIB提言はむしろ『TRIPs』の国際的拡散に役割を果たすことになる〔後述〕）、その趣旨はプラットが委員長を務める貿易交渉諮問委員会（Advisory Committee for Trade Negotiations: ACTN [アクトゥン]）を通じてレーガン政権

³⁰ See Drahos with Braithwaite, op. cit., chapter 4.

³¹ See “A New MTN: Priorities for Intellectual Property,” a paper by Task Force on Intellectual Property, United States Council for International Business (1985). この提言を纏めたUSCIBのタスクフォースの長は、知的財産権問題に関してプラットの右腕的存在であったファイザー社法律顧問のLou Clementeである（後にIPCの中心人物の一人となる）。タスクフォースはそのまま常設の政策委員会となり、Clementeは1985年から2002年までその委員長を務めた。USCIB関係者（事務局）からのメール回答（2004年11月15日付け、同16日付け）による。

に浸透していった。米国では、貿易交渉の成果（条約等）を実施する法案はファースト・トラック手続で採択・否決され、議会での修正が認められない。そのため、交渉の過程で民間セクターの利益を反映させる必要があり、その目的で政府に設置されたのがACTNである（生産者、消費者、労働者の代表で構成され、運営は通商代表部 [United States for Trade Representative: USTR] が担当）³²。

プラット及びACTNのもう一人の中心人物であったIBM会長兼CEOのジョン・オペル（John R. Opel）は、ACTN内にオペルを長とする「知的財産に関するタスクフォース（Task Force on Intellectual Property）」を設置させ（時期は不明だが1985年中頃と思われる）、USTRへのコンサルテーションを展開した³³（図の③参照）。

コンサルテーションのエッセンスはタスクフォースが纏めた「フェーズIの要点」（1985年10月）³⁴、「フェーズIIの要点」（1986年3月）³⁵の2つのペーパーから窺い知ることができる。前者は新しい知的財産権協定の必要性と内容を、後者は同協定を実現させるために政府がとるべき手段を勧告

³² 貿易交渉諮問委員会（ACTN）については、宮里政玄『米国通商代表部（USTR）—米通商政策の決定と代表部の役割』（ジャパン・タイムズ、1989年）第1章、関下稔『競争力強化と対日通商戦略—世紀末アメリカの苦悩と再生』（青木書店、1996年）第1章及び第4章参照。なお、ACTNは1989年に貿易政策・交渉諮問委員会（Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations: ACTPN）に改称している（ただし通称は「アクトゥン」のまま）。

³³ ACTNにおけるプラット及びオペルの活動については以下を参照。Peter Drahos, “Global Property Rights in Information: The Story of TRIPs at the GATT,” *Prometheus*, Vol.13, No.1, 1995, pp.6-19; Ryan, op. cit., chapter 4; Susan K. Sell, “Multinational Corporations as Agents of Change: The Globalization of Intellectual Property Rights,” in A. Claire Cutler, Virginia Haufler, and Tony Porter, eds., *Private Authority and International Affairs* (Albany: State University of New York Press, 1999), pp.169-197; Braithwaite and Drahos, op. cit., chapter 7; Drahos with Braithwaite, op. cit., chapters 4 and 7; and Sell, op. cit. (2003), chapters 2 and 5.

³⁴ See “Summary of the Phase I,” recommendation of the Task Force on Intellectual Property to the Advisory Committee for Trade and Negotiations (October 1985).

³⁵ See “Summary of the Phase II,” recommendation of the Task Force on Intellectual Property to the Advisory Committee for Trade and Negotiations (March 1986).

したものである³⁶。両ペーパーを実際に起草したのはプラット／オペルではなく、オペルのもとでコンサルタント兼ロビイストをしていたジャック・ゴーリン（Jacques J. Gorlin）であった³⁷。

(b) ジャック・ゴーリン

ゴーリンは、ACTNのペーパー作成以前に、オペルの依頼で全69頁に及ぶUSTR啓蒙の文書「コンピュータ・ソフトウェアの国際的な著作権保護のための貿易アプローチ」（1985年9月）を作成していた³⁸。同文書でゴーリンは、当時まだ国際的に普及途上だった「著作権によるコンピュータ・ソフトウェア保護」（例えば日本におけるソフトウェア著作権の確立は1985年6月）を国際ルール化するために、①紛争処理手続を備えているGATTで交渉を行うべきこと、②多国間協定締結の努力と平行してバイラテラル／ユニラテラルな手段を補完的に行使すべきこと（それは carrot and stick [アメとムチ] アプローチ、すなわち途上国の知的財産権制度整備のための教育的・技術的支援と特恵関税利益剥奪のような制裁的措置の両面作戦とすること）などを訴えている。プラットの「特許」と「産業競争力」を強調したアイデアと並んで、ゴーリンの「ソフトウェア著作権」と「交渉戦術」を重視したアイデアは『TRIPs』のもう1つの源流であり、両者の融合が前述のUSCIB提言であった（ゴーリンはUSCIB提言の起草者の一人である³⁹）。

そのゴーリンが起草した「フェーズⅠ」は概ねUSCIB提言を踏襲し、GATTで不正商品コードと包括的知的財産権コードの2つを設定すべきと主張している（包括的知的財産権コードの内容として、①化学物質・食品・バイオテクノロジー等の特許保護、②コンピュータ・ソフトウェアの

³⁶ 両ペーパーの概要を紹介したものに、江口雄次郎「ガットの強化と知的所有権保護との調整」『特許管理』第36巻第11号（1986年）1317～1328頁、Drahos with Braithwaite, *op. cit.*, chapter 7がある。

³⁷ ジャック・ゴーリンへのインタビュー（2003年11月20日）による。ゴーリンをACTNのコンサルタントと記述する文献が多いが、これが誤りであることを同インタビューで確認した（正しくは、オペル個人のコンサルタントである）。

³⁸ See Jacques J. Gorlin, “A Trade-Based Approach for the International Copyright Protection for Computer Software,” an unpublished paper prepared for IBM (September 1985).

³⁹ ジャック・ゴーリンへのインタビュー（前出）による。

文芸著作物としての保護、③半導体チップ・レイアウト・デザインの保護、④医薬品の政府提出データの保護、⑤短い特許期間や強制実施権の是正、⑥権利行使手続〔水際措置を含む〕の確立、⑦紛争処理手続の確立、などが挙げられている）。

一方、「フェーズⅡ」は前述「貿易アプローチ」文書のほぼ要約であり、多国間交渉と同時にバイラテラル／ユニラテラルな措置が必要であること、carrot and stick アプローチをとるべきことが勧告されている（stickとして関税法337条や通商法301条の適用が追加されている）。また、米国政府内部やQUAD（後述）等の政府間交渉においてUSTRがコンセンサス・ビルディングを主導すべきとの要求もなされている。

③ 米国の規範主導国化

(a) 新通商政策

製造業の貿易赤字解消を求められていたレーガン政権にとって、産業競争力回復を謳う『TRIPs』は魅力的であり、1985年9月23日発表の「新通商政策」で早々とそのアイデアは借用されていた⁴⁰（発表はACTNメンバーの前でスピーチを行うという形でなされた⁴¹）。しかし、新通商政策は貿易赤字を批判する議会と産業界へのリップサービスという性格が強く、知的財産権政策の具体的目標として挙げられたのは、①米国の製法特許を侵害した製品の輸入取締、②許認可手続中に失われた農業化学品の特許期間の延長、③情報公開法の悪用の防止など、断片的なものでしかなかった（しかも②は貿易問題とは言い難い）。

(b) 通商代表部の包括的知的財産権政策

ACTNのコンサルテーションが功を奏し、『TRIPs』を基本理念とする、産業界が望む真に「包括的」と言える知的財産権政策が米国政府（USTR）によって発表されたのは、新通商政策から半年以上を経た1986年4月7日

⁴⁰ 新通商政策の背景・意味等については、草野厚「米国対日通商政策の国内的視点」『国際問題』第357号（1989年）48～61頁、関下・前掲書第4章を参照。新通商政策の知的財産権部分については、江口・前掲論文を参照。

⁴¹ 米国大使館広報・文化交流局報道部のOfficial Text (OT-85-71) 参照。

であった⁴²。この半年間に、USTRの『TRIPs』化と、USTRによるレーガン政権全体の『TRIPs』化が行われた（世界知的所有権機関 [WIPO] に配慮する国務省は『TRIPs』に当初反対していた⁴³）。

USTRの包括的知的財産権政策によって、漸く以下の諸点が米国政府のアジェンダに組み込まれることになった。すなわち、①多国間交渉（GATTでミニマム・スタンダードの設定、GATTで紛争処理手続の検討、GATT不正商品コードの早期完成、既存条約の遵守、米国のベルヌ条約加盟、バイオテクノロジーや半導体チップ・レイアウト・デザイン等の新技術の保護など）、②二国間交渉（既存の二国間協定の実施確保、保護不十分の国への監視員駐在、通商法の活用、セミナーや技術協力など）、③国内措置（1986年知的財産権改善法の実現⁴⁴、途上国への技術援助のための民間セクターとの協力）。こうして、USCIBでのプラット・スピーチから数えて544日後に『TRIPs』は米国政府に貫徹したのである。

USTRは政策発表と同時にACTNペーパーを公表し、政策がACTNの助言の「直接の結果（a direct result）」であることを明らかにしている⁴⁵。ま

⁴² 政策発表の全文は米国大使館広報・文化交流局報道部のOfficial Text (OT-86-27) に掲載。なお、江口・前掲論文、中山信弘・村上政博・内田盛也『企業戦略の新しい武器 知的所有権』（日刊工業新聞社、1987年）第3章に概要が紹介されている。

⁴³ USTR関係者（ハーヴェイ・ベイル）へのインタビュー（2005年2月24日）、ジャック・ゴーリンへのインタビュー（前出）による。

⁴⁴ 「1986年知的財産権改善法案」は商務省（Department of Commerce）と司法省（Department of Justice）が中心となって纏めたもので、①米国の製法特許を使用して海外で製造された製品の輸入を特許権侵害とすること（及び「侵害の推定」）、②農業化学品及び動物医薬品の許認可取得までに失われた特許期間の最長5年間延長、③関税法337条の強化（「被害要件」の削除）、④特許権濫用法理の適用の制限、⑤不競争条項の解釈の明確化（ライセンスは不競争条項にかかわらず特許権の有効性を争えるがロイヤリティ支払義務を負うなど）、⑥ライセンスの反トラスト規制における「合理の原則」の導入（「当然違法原則」の撤廃）、等が盛り込まれていた（可決せず。ただし一部は後に「1988年包括通商・競争力法」で実現）。商務省及び司法省のプレス・リリース（ともに1986年4月7日付け）による。なお、江口・前掲論文に概要が紹介されている。

⁴⁵ See “Statement by Ambassador Clayton Yeutter Concerning Intellectual Property Rights Protection,” a press release by Office of the United States Trade Representative (April 7,

た、ACTNの勧告に従い、USCIB提言以来求められてきた知的財産権問題に関する常設の諮問委員会の設置を決定している。この委員会は、ACTN内の産業機能別諮問委員会（Industry Functional Advisory Committee: IFAC）の1つ、すなわち「通商政策のための知的財産権に関する産業機能別諮問委員会（IFAC on Intellectual Property Rights for Trade Policy Matters）」として新設され、その後の米国の知的財産権外交の政策立案で役割を果たすようになる（ゴーリンが副委員長に就任している⁴⁶）。そしてUSTRの政策発表の翌月、米国は先進各国との「フレンズ・ミーティング」（後述）で、『TRIPs』の対外浸透活動を本格化させることになる。

(2) Destination (Japan)

① ヤング・レポートの神話

1985年1月、レーガン大統領の諮問機関「大統領産業競争力委員会（President's Commission on Industrial Competitiveness）」が、『世界的競争—新しい現実』と題する大部の報告書を公表した⁴⁷。「米国人は月面上を歩いた最初にして唯一の国民である」との愛国的文言で始まる同報告書は、ジョン・A・ヤング委員長（John A. Young、ヒューレット・パッカード社社長）の名を冠して「ヤング・レポート」と通称される。米国の競争力の低下（特に対日貿易収支の悪化）を背景に、米国が再び勝つための産業政策を技術、資本、人的資源、国際貿易の4つの側面から提言したものである。

この報告書の添付資料の1つ（Appendix D）に、国内外における知的財産権保護の問題点と改善策が詳細に論じられていた（作成グループの長はファイザー社社長Gerald Laubachであり、ジャック・ゴーリンも起草者の一人⁴⁸）。その内容は、ヤング・レポート後に登場するUSCIB提言/ACTN

1986)。

⁴⁶ Jacques J. Gorlin, *An Analysis of the Pharmaceutical-Related Provisions of the WTO TRIPs (Intellectual Property) Agreement* (London: Intellectual Property Institute, 1999), p.129 に掲載の著者略歴による。

⁴⁷ See President's Commission on Industrial Competitiveness, *Global Competition: The New Reality*, 2 vols (January 1985).

⁴⁸ ジャック・ゴーリンへのインタビュー（前出）による。

ペーパーや USTR 政策発表よりプロ・パテント度が高い（例えば、裁判所による差止仮処分の容易化〔特許権有効性解釈の緩和〕、連邦法によるトレード・シークレット保護の要求が挙げられている）。逆に言えば、ヤング・レポートは発表当時の「米国」の選好を反映していなかった。実はヤング委員会は、「産業政策」を求める民主党を牽制するために設置されたガス抜き機関であり、「小さな政府」を標榜するレーガン共和党政権はヤング・レポートを無視していた⁴⁹。Appendix D で提言された事項の多くは結果的に実現することになるものの⁵⁰、日本での「定説」⁵¹とは異なり、1986年当時の米国の知的財産権政策には直接影響を与えていなかった（USTR は包括的知的財産権政策の立案に際して実はヤング・レポートをまったく考慮していない⁵²）。同レポートは米国では存在自体が知られていないのが実情であった⁵³（そのため、先行研究でもまったくと言っていいほど考察され

ていない⁵⁴）。

ところが、日本では、企業の実務家が業界誌で取り上げたことなどから⁵⁵、ヤング・レポートは「米国の公式な知的財産権政策」であるかのように理解（誤解）され有名になった⁵⁶。本国で無視された対日戦略書は、皮肉にも、日本で『TRIPs』を普及することに貢献したのである。当時、日本の政府・産業界には、IBM 産業スパイ事件（1982年）や、米国の圧力によるコンピュータ・プログラム保護のための著作権法改正（1985年）の経験から、「米国の知的財産権政策＝ハイテクのライバルである日本タタキ」と見る警戒感が広まりつつあり⁵⁷、ヤング・レポートはその延長にあるものと受けとめられた。

この影響で、日本では、『TRIPs』は本来のアイディア以上に保護主義的・対日戦略的なものとしてイメージされることになった。『TRIPs』のオリジナル・アイディア（ACTN ペーパーや USTR 政策発表）は南北問題を中心に構成されており、政府にも産業界にも対日戦略という「裏の」意図はなかったが⁵⁸、日本側は、例えばトレード・シークレット保護の要求はコンピュータ・ソフトウェアの保護のためではないか等の疑いを持ち⁵⁹、官民ともこれに対抗する姿勢で『TRIPs』を学習することとなった。

⁴⁹ 守誠『特許の文明史』（新潮社、1994年）第3部第2章、関下・前掲書第2章参照。両書とも、ヤング・レポートがレーガン政権に活かされるのは1987年の大統領年頭教書以降、と評価している。

⁵⁰ 山口洋一郎「ヤング・レポートとその後の米国知的財産事情」『知財研フォーラム』第22号（1995年）12～19頁参照。

⁵¹ 1989年に通産省の担当者は次のように書いている。「米国では、産業の競争力向上のために、知的財産権の保護を強化すべきであるという一九八五年一月に発表された『ヤングレポート』（産業競争力委員会の報告書）の提言を受けて、一九八五年九月のレーガン大統領の新貿易政策、八六年四月の USTR の知的財産権保護政策が打ち出されている」（下線筆者）。中嶋誠「知的財産権をめぐる政府間交渉の現状」国際技術戦略研究会編『国際技術戦略—日本の進路と世界への貢献』（日刊工業新聞社、1989年）137～138頁。

⁵² USTR 関係者へのインタビュー（前出）による。

⁵³ 米国のプロ・パテント政策の形成要因を明らかにするために、カーター～レーガン政権期のプロ・パテント政策立案に関与したキー・パーソン（官僚、議会スタッフ、判事、特許弁護士、大学教授等）に行ったインタビューを収録した報告書『米国プロパテント政策の検証』（知的財産研究所ワシントン事務所、1999年）では、ヤング委員会事務局長を除く10名のうち5名がヤング・レポートの存在を知らないと回答しており、知っているとは回答した5名のうち影響力があった断言しているのは2名（いずれも元特許商標局長官）に過ぎない。

⁵⁴ 筆者が知る唯一の例外は Sell, op. cit. (2003), p.49 である。ただし、一言触れられているに過ぎない。

⁵⁵ 内田盛也「アメリカの産業革新への挑戦(1)—研究開発と工業所有権への影響」『AIPPI』第31巻第1号（1986年）6～17頁、同「アメリカの産業革新への挑戦(2)—研究開発と工業所有権への影響」『AIPPI』第31巻第2号（1986年）97～112頁参照。

⁵⁶ 外務省資料（1985年12月20日付け）によると、内田盛也（上記注参照）は「米の関心」としてヤング・レポートを外務省にブリーフィングしている。そして、2ヶ月後の外務省資料（1986年2月13日付け）では、「米における対応」の筆頭にヤング・レポートが挙げられている。

⁵⁷ 経団連関係者（会員企業特許部長）へのインタビュー（2005年2月3日）による。

⁵⁸ ハーヴェイ・ペイルへのインタビュー（前出）、ジャック・ゴーリンへのインタビュー（前出）による。

⁵⁹ 経団連関係者（会員企業特許部長）へのインタビュー（前出）による。

② 産業界の受容過程

(a) BIAC

日本の産業界が『TRIPs』浸透プロセスの射程内に初めて入ったのは、BIAC（The Business and Industry Advisory Committee to the OECD、「OECD 経済産業諮問委員会」と訳されるが「ビアック」と呼ぶのが一般的）の活動を通じてであった（図の④参照）。BIACは、OECD加盟国の代表的な経済団体で構成されるOECDの正規の諮問機関であり、USCIBが米国支部を、経済団体連合会（経団連）が日本支部を担っていた⁶⁰。

USCIBは前述の提言を「BIACの提言」に格上げすることを図り、BIAC貿易委員会⁶¹でイニシアティブをとっていた。そのため、USCIB提言はそのままBIAC提言原案として、1985年11月、経団連を含むBIAC各国支部に送付された⁶²。経団連では翌年1月まで日本特許協会、メンバー企業数社、外務省（後述）と提言内容の是非を検討し、この過程で「知的財産権＝貿易問題＝GATTマター」という新しいアイデアを学習することになった⁶³。経団連には特許の法律的・実務的な問題を議論する「特許問題部会」があったが、それまで貿易問題の議論がされたことはなかった⁶⁴。提言案に対する評価は、途上国対策のために米国の提案に便乗するのは得策ながら、米国特有の制度のグローバル化には警戒を要するというものであった⁶⁵（最終的な回答内容は不明）。

1986年3月、BIAC・OECD両貿易委員会の合同会合で、BIAC米国代表は『TRIPs』支持を求めた。OECDはこの時点で知的財産権をGATT新ラウンドのアジェンダにすることにまだ懐疑的であり、『TRIPs』を支持しな

かった⁶⁶。だが、BIACを通じて各国産業界にアイデアが伝播したことで、既にUSCIBは事実上目的を達していた。

(b) 日米財界人会議

BIAC提言案の検討に加わったのは実務化クラスのみであり、プラット／オペルに対応する財界人・経営者クラスにまで『TRIPs』が伝播したわけではなかった。財界人クラスの『TRIPs』とのファースト・コンタクトは、「日米財界人会議」であった⁶⁷。

米国側からの提案により⁶⁸、1986年2月、本会議のアジェンダを調整する日米合同運営委員会の定期会合（ハワイ）で初めて『TRIPs』が議論された⁶⁹。しかし、日本側の関心は、南北問題よりも米国の特許制度との「ハーモナイゼーション」にあり、議論は噛みあわずに終わっている。ところが、7月の本会議（東京）で採択された共同提言では、「ハーモナイゼーション」は姿を消し『TRIPs』が前面に出ている⁷⁰。提言では、GATT新ラウンドにおける包括的知的財産権協定（ミニマム・スタンダード、新技術分野の保護、紛争処理手続、医薬品承認申請のための政府提出データの保護などを含む）と不正商品コードの採択、さらには多国間協議を補完するために「2国間の協議を強力に推進すること」⁷¹まで謳われている。4月に発表されたUSTRの政策をエンドースするものとも言える。

これは表面的には、2月から7月までの間に『TRIPs』の「理解」が深まったようにも見える。しかし、1980年代に経団連の総会決議で「知的財産権」が一度も盛り込まれたことがないことや⁷²、この後、政府と経団連実務家クラスが結託して財界人に『TRIPs』を教育しようとしていること（後述）

⁶⁰ 経団連 OECD 諮問委員会「BIACの組織と活動」（1995年6月）参照。

⁶¹ 1989年～1991年にはファイザー・インターナショナル社社長のBob NiemethがBIAC貿易委員長に就任し、TRIPs交渉促進に向けた活動を展開している。BIAC関係者（パリ本部事務局）からのメール回答（2004年11月19日付け）による。

⁶² BIAC資料（1985年11月27日付け）による。

⁶³ 経団連資料（1986年1月10日付け、同20日付け）による。

⁶⁴ 経団連関係者（事務局）へのインタビュー（2003年10月17日）による。

⁶⁵ 経団連資料（1986年1月10日付け）による。

⁶⁶ 経済団体連合会 OECD 諮問委員会『BIAC情報』第303号（1986年6月）17頁参照。

⁶⁷ 日米財界人会議は、毎年7月、日米の大企業の会長クラスが共通の利益を討議するために開催され、米国代表団にはビジネス・ラウンドテーブルやUSCIBが、日本代表団には経団連が深くコミットしていた。

⁶⁸ 経団連資料（1986年6月2日付け）による。

⁶⁹ 日米経済協議会『第13回日米合同運営委員会報告書』（1986年2月）参照。

⁷⁰ 日米経済協議会『第23回日米財界人会議報告書』（1986年7月）参照。

⁷¹ 前掲報告書123頁。

⁷² 拙稿（インタビュー記事）「企業の課題と選択」『TALISMAN』第1号（東京海上火災保険、1989年）参照。

などから、実態は「無関心」ゆえの受け売りと考えられる。日米の財界人クラスの直接交流で『TRIPs』が内面化されることはなかった（図の⑤参照）。

③ 政府の受容過程

(a) 外務省

USTRは、1981年、GATT新ラウンドに向けたコンセンサス形成のために、米国、EC、日本、カナダの通商問題担当の閣僚クラスで構成されるQuadrilateral Group（「QUAD [クアッド]」と呼ばれ、日本では「四極貿易大臣会合」と記された）を組織していた。QUADでは当初、東京ラウンドで未成立に終わった不正商品コードの次期ラウンドでの実現を目標としたが、1985年にはACTNのインプットによって「包括的」な知的財産権協定を目指す方向に軌道修正がなされた（図の⑥参照）。

新ラウンドが開始された場合に日本側代表団を統括する立場になる外務省は、第10回QUAD（1986年1月、カナダ）に備えて、知的財産権に関して、「産業界のひとつから見て、日本に必要なことはなにか、そして日本が主張すべきことはなにか」⁷³を把握すべく、1985年12月から翌年1月にかけて、経団連や個別企業（実務家）に集中的にヒアリングを行った⁷⁴。丁度この頃、経団連ではBIAC案の検討を行っていたため、結果的に共同で回答案を検討する形になり、この過程を通じて外務省もまた『TRIPs』を学習することとなった（図の⑦参照）。

四極以外に参加国を拡大した形で知的財産権のアジェンダ化を検討する専門家会合（「フレンズ・ミーティング」と呼ばれた）を開催することが第10回QUADで決定され、その第1回会合は1986年5月（カナダ）に設定された。同年4月には米国（USTR）が包括的知的財産権政策を発表して米国のスタンスも明確になった。そこで外務省は先のヒアリングの経験を踏まえて、4月、日本国際問題研究所（外務省の外郭団体）に経団連（実務家）と学者（法学・経済学）数名を集めた非公式の「知的所有権問題研

⁷³ 経団連資料（1986年1月10日付け）。

⁷⁴ 外務省資料（1985年12月20日付け、1986年1月13日付け、同16日付け、同17日付け、1986年2月6日付け）による。

究会」を組織し、フレンズ・ミーティングにおける『TRIPs』への対案作成を開始した⁷⁵。この研究会はTRIPs交渉開始後も外務省のシンクタンクとして活動を続け、小規模ながらこの分野における産官学の最初の「政策ネットワーク」⁷⁶となった（図の⑧参照）。

外務省がフレンズ・ミーティングで行った提案は米国発の『TRIPs』とはまったく異なり、「開発途上国へ技術移転を図り、技術水準の向上と産業発展を促進する」ことに主眼を置くものだった⁷⁷。日本の近代化の過程での技術導入を範として示しつつ、発展段階に応じた知的財産権政策が必要とし、①強制実施権の維持（排他的強制実施権は否定）、②特許期間（一律にするか否かを含めて）を技術移転と権利保護の両視点から検討すること、③技術水準向上後の物質特許導入、④国内事情に適した不特許事由など、が主張されていた。それは、「アメリカの立場を支持しつつも、開発途上国と明らかにケンカしないような形で対応していく」⁷⁸ことを狙った対抗アイディアであった。

(b) 通産省

QUADの本来の主役である通産省は、実は1985年2月の第9回QUAD（京都）で「特許等知的所有権制度・手続の国際的統一と新技術を中心とした貿易の関係の専門家による検討」⁷⁹を提案し、7月には、この提案を踏まえて、「国際的に合意される最小限の要請を充足」した知的財産権制度の採用、知的財産権制度の少なくとも先進国間の調和、迅速な審査手続・紛争処理手続の確立などの検討課題を挙げたペーパーを各極に送付していた⁸⁰。

これは一見、通産省が米国に先んじて『TRIPs』を提唱したようにも見

⁷⁵ 日本国際問題研究所関係者へのインタビュー（2003年10月9日）による。

⁷⁶ 政策ネットワークについては、例えば、伊藤光利・田中愛治・真淵勝『政治過程論』（有斐閣、2000年）第11章参照。

⁷⁷ 提案の日本語版が日本国際問題研究所『世界貿易の発展と知的所有権』（1987年）75～84頁に収録されている。

⁷⁸ 第2回知的所有権問題研究会（1986年5月9日）議事録。

⁷⁹ 外務省資料（1986年2月13日付け）。

⁸⁰ 小川宗一・岩本明訓・土屋良弘『不正商品問題概論』（発明協会、1989年）521～522頁参照。

える。そのため、「米はこれに関心を示し」、10月、USTRのハーヴェイ・ベイル（Harvey Bale）代表補（新通商政策の起草者）が来日し、通産省との間で「今後の問題点の整理」となる「通産・ベイルペーパー」を纏めている。同ペーパーは、特許及びトレード・シークレットの保護、強制実施権の原則禁止、紛争処理手続などを含む合意をGATTで成立させることを確認した内容で、同じ月のACTNペーパー（フェーズI）と「問題意識を一にして」いた⁸¹。

しかし、通産省提案の真意は途上国問題の解決よりも、日米間の知的財産権制度（特に特許制度）の「ハーモナイゼーション」にあった。当時、日本の特許審査の遅れ等が米国から問題視されており「日米特許摩擦」が湧き上がりつつあった。一方、米国の特許制度は先発主義を始め国際的には異なる特徴を有していた。そこで通産省・特許庁（通産省の外局）は、二国間ではなく多国間の協議の場で米国とハーモナイゼーションの議論を進展させることを狙ったのであった⁸²（そのためか、12月に通産・ベイルペーパーが米国から正式送付されても、通産省は特段の対応をしていない⁸³）。

間もなく、BIAC提案を既に検討していた産業界（実務家クラス）から『TRIPs』への警戒を促されたが、それによって通産省の認識が「ハーモナ

イゼーション」から「貿易摩擦」に変化することはなかった⁸⁴。しかし、フレンズ・ミーティングで、米国の『TRIPs』、外務省提案、EC提案（一定の基準を満たした国が自由に参加する「知的財産権クラブ構想」⁸⁵）が登場・競合すると、通産省も問題を「貿易摩擦」と位置付けて対応を検討する方向に転じた⁸⁶。

通産省は、知的財産権問題の「貿易問題」としての実態を把握し提案の基礎とすべく、1986年6月、日本特許協会を利用して知的財産権に関する被害について産業界にアンケート調査を実施した（図の⑨参照）。ところが、途上国との問題を挙げる回答はほとんどなく、調査の結果判明したのは、日本企業が抱えている問題の多くは米国との問題（特許制度の相違、関税法337条、ソフトウェア著作権など）であるということであった⁸⁷。こうしたことから、通産省は、米国の「保護主義的な」知的財産権政策から日本の産業を守る体制をGATTの枠組みの中で実現していくという対抗アイデア（外務省とは別の）を持つようになっていった。

④『TRIPs』の翻案と内面化

(a) 知的財産委員会

1986年3月、プラット／オペルはUSTRとも協議のうえ、ハイテク多国籍企業11社からなる圧力団体「知的財産委員会（Intellectual Property Committee: IPC）」を結成した（ゴーリングがコンサルタントに就任）⁸⁸。IPCの目的は、①各国の政府・産業界に直接訴えて知的財産権をGATTのアジェンダにすることへの支持を拡大すること（つまり『TRIPs』を浸透させること）、②TRIPsのアジェンダ化を見越して日米欧の産業界で協定のモデルを作成すること、であった⁸⁹。USTRは第11回QUAD（1986年1月、サン

⁸¹ 外務省資料（1986年2月13日付け）。なお、ハーヴェイ・ベイルへのインタビュー（前出）によると、ベイル本人はこのペーパーについてまったく記憶していないという。

⁸² 特許庁関係者へのインタビュー（2005年2月25日）による。

⁸³ 外務省資料（1986年2月13日付け）による。ただし、通産省側の言い分について、本稿執筆時点で直接確認がとれていない。なお、上述した1985年7月のQUAD向けペーパー（「村田、若杉ペーパー」と呼ばれる〔「村田」は当時の通商産業大臣、「若杉」は当時の通商産業審議官〕前後の一連の動きをもってして、通産省（現・経済産業省）は「TRIPs協定はそもそも通産省が提唱したもの」とする趣旨の「歴史」を語ることがある。もっとも、ハーヴェイ・ベイルへのインタビュー（前出）によると、第1回フレンズ・ミーティングにおいて、（消極的なECとは対照的に）若杉審議官は確かに積極派だったといい、1985～1986年の通産省の選好の揺れについては、なお慎重な分析が必要そうである。

⁸⁴ 経団連関係者（会員企業特許部長）へのインタビュー（前出）による。

⁸⁵ フレンズ・ミーティング配布資料（1986年6月）による。

⁸⁶ この頃、通産省でも業界団体等を利用して産業界の実務家を取り込んだ非公式の研究会を設置したようだが、その実態についてはまだ把握できていない。

⁸⁷ 特許庁関係者へのインタビュー（前出）による。

⁸⁸ IPCのメンバー企業数については諸説あるが、設立時の数は11社が正しい。

⁸⁹ See Intellectual Property Committee, “Intellectual Property Committee: History, Purpose,

ディエゴ)における各国の消極姿勢に危機感を抱き、IPCに説得された先進各国産業界が「下から」各国政府に『TRIPs』を浸透させることを期待した⁹⁰（つまり USTRは各国が対内的に「弱い国家」とであると想定していた）。

IPCは上記目的の実現のため、1986年6月にイギリス、ドイツ、フランスの政府と産業団体（the Confederation of British Industries, the Federation of German Industries, the French Patronat）、EC委員会、UNICE、OECD、GATT⁹¹、WIPOと意見を交わした後、8月に来日し、経団連（実務家）、日本国際問題研究所（知的所有権問題研究会）、外務省、通産省と個別に会合した（図の⑩及び⑪参照）。これらの席上で、IPCは、①知的財産権が新ラウンドのアジェンダにならなければ米国は新ラウンドを支持しない、②新ラウンドで知的財産権の協定ができなければ米国は通商法301条や関税法337条を用いたバイラテラル/ユニラテラルな措置に頼るであろう、と脅しとともれる発言を繰り返した⁹²。

こうした発言や民間三極共同でモデル案を作成したいとの提案を踏まえ、経団連と外務省、経団連と通産省が非公式に協議した結果、1986年秋にかけて、概ね以下のような戦略が立てられた⁹³。すなわち、①経団連は「発展途上国などの不十分な保護基準を引き上げる」⁹⁴目的でIPCの提案に応じる、②しかし、『TRIPs』に全面的に賛同して米国が主張する内容の包括的知的財産権協定の策定を目指すのではなく、むしろ「ややもすると保

護主義に走りがちな米国の動向を牽制する意図から」⁹⁵（具体的には、関税法337条、通商法301条、ソフトウェア著作権、トレード・シークレット等について米国の戦略を封じ込める国際ルール作りをTRIPs交渉で実現する意図から）、モデル案作りに参加する⁹⁶。つまり、通産省の対抗アイデアを『TRIPs』の中に織り込む形で、官民のコンセンサスが形成されたのである（同時に、外務省の技術移転を重視したアイデアは後退し、経団連/外務省の協調は次第に経団連/通産省の協調にとって替わられる）。

(b) 財界人への浸透

官僚及び実務家のネットワークによって、前記戦略を実現するうえでの障害として認識されたのが、財界人（経団連幹部クラス）の知的財産権問題への「無関心」や「無警戒」であった。

例えば、IPC来日直後の日本国際問題研究所の研究会では、「経団連幹部はまだIP（知的財産）問題に積極的というわけではな」く、「国際通商の立場も含めた形でのIP問題対処という面ではまだ弱い」ことが問題視され、「知的所有権を経営者に理解させるため」の方策が検討されている⁹⁷。

その1つの成果が、1986年10月、経団連が民間三極会議の受け皿として、法務中心の「特許問題部会」を通商問題中心の「知的所有権問題部会」⁹⁸に改組したことであった。同部会はモデル案の検討を行うとともに、TRIPs交渉の進展と同時平行的に「上の人々の啓蒙」⁹⁹すなわち翻案版『TRIPs』の経団連内部での浸透に役割を果たすことになったのである（翌1987年には、同部会の活動を中心にして、出版物やフォーラムを通じて各種の啓蒙活動が実践されている¹⁰⁰）。米国の産業界では『TRIPs』は上（財界人）から下

Objectives and Work Program” (July 31, 1986).

⁹⁰ ハーヴェイ・ベイルへのインタビュー（前出）による。

⁹¹ GATT（現WTO）の知的財産権問題担当者へのインタビュー（2005年2月23日）によると、このIPC訪問に際してGATT（事務局）は『TRIPs』を支持も不支持もしなかったという。

⁹² 経団連資料（1986年8月4日付け、同7日付け）、外務省資料（1986年8月12日付け）による。

⁹³ 経団連資料（1986年10月13日付け、同27日付け、同29日付け）による。

⁹⁴ 経済団体連合会『知的所有権に関する日米欧民間三極会議の見解—知的財産に関するGATT協定の締結に向けて（経済資料第354号）』（経済団体連合会、1988年）238頁。

⁹⁵ 経済団体連合会・前掲書238頁。

⁹⁶ IPC、UNICE、経団連の民間三極によるモデル案は、約2年後の1988年6月に完成・公表されている。See The Intellectual Property Committee, Keidanren, and UNICE, “Basic Framework of GATT Provisions on Intellectual Property: Statement of Views of the European, Japanese and United States Business Communities” (1988). なお、全文及び訳文が経済団体連合会・前掲書に収録されている。

⁹⁷ 第5回知的所有権問題研究会（1986年8月26日）議事録。

⁹⁸ 後に「知的財産問題部会」に改称。

⁹⁹ 第5回知的所有権問題研究会（1986年8月26日）議事録。

¹⁰⁰ 1987年7月7～8日の「知的所有権問題に関する経団連ゲストハウス・フォー

（実務家）へ降りていったが、日本の産業界では逆に下から上にプッシュされたのである。

かくして、プラット・スピーチからの旅（『TRIPs』）は、誤解と翻案を伴いつつ、日本の終着点に達し（図の⑫参照）、「知的財産権の貿易関連の側面」が日米間で間主観的（inter-subjective）に構成されるにいたった。いつをもって内面化のプロセスが完結したと見るか容易に判断することはできないが、モデル案の公表（1988年6月13日）を一応の目安とするならば、ニューヨークの会場でプラットが披歴した1つのアイデアがトリーキョーで規範化するまで、1,342日（3年と247日）を要した計算になる。

3. 結語

前章で見た「TRIPs」の日米間の共有知識化の過程は、次のように要約できる。①米国のハイテク多国籍企業及び利益団体（ファイザー、USCIB）の規範起業家（プラット、ゴーリン）によって、「知的財産権＝貿易問題＝GATTマター」とする『TRIPs』アイデアが誕生した。②国内的に「弱い国家」である米国で同アイデアは「下から」政府（USTR）に浸透し、同時に、国際的に「強い国家」（覇権国）でもある米国はパワーに裏付けされた規範主導国となってアイデアを政府間ルート（QUAD等）で国外へ発信した。③米国の利益団体（USCIB、IPC）もまた「覇権ブランド」に後押しされてアイデアを主に民間ルート（BIAC、民間三極会議）で国外へ発信した。④国内的に「強い国家」である日本の政府（外務省、通産省）は、『TRIPs』を学習した産業界（経団連・日本特許協会等の実務家）をシンクタンク化して「上から」取り込み、『TRIPs』に対する誤解（ヤング・レポートの影響）と翻案（対抗アイデアとの折中）を経てこれを受容した。⑤受容された『TRIPs』は「上から」（政府）と「下から」（産業界実務家）の働きかけで財界人クラスにまで浸透し、日本での「内面化」のプロセスが完結した。

検証結果は概ね第1章の仮説に沿っているように思われる。「TRIPs」の

ラム」の開催や、『経団連月報』（1987年9月号）における「特集 知的所有権をめぐる諸問題を考える」など。

イシュー化／アジェンダ化は、利益団体主役説（エージェント要因）や覇権国の強制とする見方（構造的要因）のいずれかによって一方的に説明できるものではなく、分析レベル問題のカテゴリーで言うならば、第一イメージ（利益団体と規範起業家）、第二イメージ（「弱い国家」）、第三イメージ（覇権システム）を統合した視座によって初めて説明可能となることが示されたと言えよう¹⁰¹。

ただし、本論の分析視座は最初から「TRIPs」の共有知識化を対象に想定して案出したものであり、これが様々な「知的財産権問題」のイシュー化に汎用的に利用可能であるかどうかはまだわからない。例えば、1970年代にブラジル等がパリ条約改正交渉のイニシアティブをとった事例などは説明できそうにない。今後の検討課題としたい。

国際政治経済学理論との関係で付言すれば、「ソフト・ヘゲモン」をアイデアの国際的拡散の重要な要素とする本稿の視点は、アイデアそのものの説得力を重視するコンストラクティヴィズムのアプローチに、物理的なパワーや構造的な要因を重視するアプローチを（復権的に）接合したものとと言える。コンストラクティヴィズムを否定するものではないが、少なくとも「TRIPs」に関しては、アイデア自体の魅力だけで国際的拡散を説明できないのも事実である。そのような事例は他にも存在するのではないか。本稿は、その証しのための一試論である。

〔付記〕本稿は2003～2004年度科学研究費補助金（課題番号15530104）及び2009年度早稲田大学特定課題研究助成費（課題番号2009A-803）の成果の一部である。

¹⁰¹ 個人（第一イメージ）、国家（第二イメージ）、国際システム（第三イメージ）の3つのいわゆる「分析レベル」については、Kenneth N. Waltz, *Man, the State, and War: A Theoretical Analysis* (New York: Columbia University Press, 1959) 参照。